

11月の無料相談

※ 11月3日・24日(月・祝)は除きます。

●相談名	●日 時	●場 所	●主な相談内容(相談員)
市民法律相談	毎週火曜日 13日(木)・20日(木)	13:00~17:00 広報広聴課(☎内線2376)	法律が関係する困りごと (弁護士) 予約制
税務相談	18日(火)	13:00~16:00 真鍋事務庁舎(☎824-5055)	相続税・贈与税などの税について (税理士) 予約制(予約時間10:00~14:00)
市民相談	月~金曜日	8:30~17:15 広報広聴課(☎内線2376)	要望、苦情、意見など (担当職員)
心配ごと相談	月・水・金曜日	13:00~16:00 社会福祉協議会(☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと (専門相談員)
行政相談	19日(水)	13:00~16:00 総合福祉会館(ウララ2 7階) (広報広聴課 ☎内線2376)	国・県に対する苦情、意見、要望 (行政相談委員)
消費者相談	月~金曜日	9:30~16:30 消費生活センター(☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル (消費生活相談員)
家庭児童相談	月~金曜日	8:30~17:15 こども福祉課(☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて (家庭児童相談員)
育児相談	月~金曜日	9:00~17:00 地域子育て支援センター “さくらんぼ”(☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣 (保育士)
早期療育相談	月~金曜日	9:00~17:15 療育支援センター 早期療育相談(☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの 発達、行動面に関すること(早期療育相談員)
青少年相談	火~日曜日	10:00~17:15 総合福祉会館(ウララ2 8階) (青少年センター ☎823-7838)	青少年についての困りごと (専任相談員) 電話相談可
教育相談	月~金曜日	9:00~16:00 教育相談室(☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止 (教育相談員)
交通事故相談	月~金曜日 (水曜日は弁護士相談)	9:00~16:45 (13:00~16:00) 土浦合同庁舎(県南地方交通事 故相談所 ☎823-1123)	交通事故に関すること (県委嘱相談員)、(弁護士) 予約制
人権相談	月~金曜日	8:30~16:00 法務局土浦支局(☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など (人権擁護委員、担当職員)
生活相談	毎週水曜日	13:00~16:00 新治地区公民館(☎862-2900)	生活上のこと、人権に関すること
ひきこもり専門相談	10日(月)	10:30~12:00	ひきこもりについての困りごと(予約制)
精神クリニック	14日(金)・21日(金)	14:00~16:00	精神障害者の医療などに関すること (精神科医師) 予約制、1日2件まで
	25日(火)	10:00~12:00	

女性のための各種相談

フェミニスト相談	毎週水曜日 8日(土)	11:00~16:00 10:00~15:00	男女共同参画センター ☎827-1107 毎週月曜休館 (ウララ2 総合福祉会館7階)	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルな ど(専門カウンセラー) 予約制
法律相談	27日(木)	13:30~15:30		法律が関係する困りごと (女性弁護士) 予約制
法律関連一般相談	14日(金)・28日(金)	13:00~16:00		法的な手続きについてなど (専門相談員) 予約制
一般相談(外国人相談を含む)	14日(金)・28日(金)	13:00~16:00		日常生活の困りごと、悩みごと (英語通訳あり。専門相談員) 予約制
配偶者や恋人からの暴力で悩む人のための電話相談	6日(木)・20日(木)	13:00~16:00	☎827-2525	身体的・精神的暴力などに関すること

契約トラブル「支払い方法は慎重に！」

消費生活センターから

☎823-3928

地球温暖化が危惧されるなか、二酸化炭素を排出しないクリーンエネルギーとして太陽光発電が注目されています。それに伴い、訪問販売の契約にかかわる相談が寄せられています。

事例1 “モデルハウスになりませんか”
営業マンが訪れ太陽光発電設備とあわせてIHヒーターと床暖房工事を勧められた。オール電化には魅力を感じていたが費用が300万円程と高額なので決めかねていた。「今、モニターハウス契約をすると月々4万円の報酬が5年間入金される、安い費用で設置できるチャンスだ」と熱心に勧められ契約し、工事費を全額支払った。その後、モニター料が1回入金されただけで設備工事はいまだに始まらない。

事例2 “古いソーラー設備を買い取ります”
ソーラーが既に設置されている家に営業マンが訪れ、「効率のいい太陽光発電設備に換えれば家の見栄えが良くなるし、余った電気を売ることができ

るので電気代が非常に安くなる。古いソーラーは設置したときの価格で引き取る」といいこと尽くめのセールストークだがこの業者は信用できるか。

事例1 は、解約し何度も返金を要求していますが、業者が「財力がない」と言い、いまだに返金されていません。契約金の支払い方法も慎重に検討することが必要です。工事完了前に全額を支払うことは非常に危険です。**事例2** では、業者の話を鵜呑みにしないでほかの取扱店でも機能や価格を調べ比較検討するように提案しました(国でも太陽光発電普及に向け、高い発電効率の実現や効果的な補助金のあり方など検討を始めています)。

訪問販売で契約した場合一定期間内(訪問販売は8日間、モニター商法は20日間)ならクーリング・オフで解約することができます。期間を過ぎた場合でも業者のセールス方法によっては交渉の余地があります。消費生活センターにご相談ください。